



●発行/杉並区 ●編集/広報課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話は ☎3312-2111
FAX 3312-9911(広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

広報 すぎなみ

平成16年 7 / 1 NO.1683

特集号
用途地域等の変更

〈発行日〉毎月1日・11日・21日

個性と魅力あるまちを次の世代へ

用途地域等が変更になりました(6月24日告示)

今回告示された用途地域等の変更は、「杉並区21世紀ビジョン」および「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」に基づく初めてのことで、「杉並区原案」(「広報すぎなみ」15年8月11日特集号)をもとに、都が広域的な立場から検討し調整を図ったうえで決定したものです。この特集号では、用途地域等変更図、制度の概要、これまでの経過などについてお知らせします。

(用途地域等変更図は2・3面にあります)

問い合わせは、都市計画課へ。



変更の目的・基本姿勢

今回の用途地域等の変更は、都の「東京の新しい都市づくりビジョン」の実現、また、「杉並区21世紀ビジョン」がえがく杉並の将来都市像「区民が創る『みどりの都市』杉並」の実現を土地利用の面からめざしていくものです。みどりに象徴される自然豊かな住環境と、商業・業務・文化などの都市の活力が調和して、区民のくらしに対応できる、個性と魅力ある都市杉並の発展をめざしています。

変更の決定にあたっては、「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」および14年8月に策定した「用途地域等見直しに係る杉並区方針」を基本とし、住民説明会などのご意見・ご要望、区議会や杉並区都市計画審議会での審議を踏まえた検討を重ねて、「杉並区原案」を作成しました。その後、都の調整を経て決定されました。

都市計画決定・告示までの主な流れ

都からの原案作成依頼(14年7月)

↓「広報すぎなみ」15年1月21日特集号(区素案の公表)

区素案を地域へ説明(15年2月、6月)

↓
区原案の作成(15年6月)

↓
区原案を都へ提出(15年7月)

↓「広報すぎなみ」15年8月11日特集号(区原案の公表)

都素案の公告・縦覧(15年10月)

↓
都都市計画案の策定・縦覧(16年3月)

↓
都市計画決定・告示 16年6月24日

用途地域の変更の決定は、都が行いました。

杉並の将来都市像

「区民が創る『みどりの都市』杉並」

良好な住環境

にぎわいのある
まち

新たに導入した制度

敷地面積の最低限度

住宅都市としての特性を踏まえ、住宅地としての良好な環境を維持・保全することを目標とします。

低層階商業業務誘導地区

区内最大のターミナルである荻窪駅周辺を中心に、商業・業務・文化などの都市機能をさらに充実させ、魅力あるにぎわいの芯をつくることを目的とします。

今後の見直しの考え方

これからのまちづくりにむけて用途地域等を変更する場合は、次の手法などによる「随時見直し」が原則となります。

1. 地区計画の原則化

地域特性に応じた将来市街地像を実現するために、原則として地区計画の策定と連動させて見直しを実施していくこととなります。

2. 都市計画事業等による公共施設の整備

市街地再開発事業や都市計画道路などの都市計画事業等による公共施設の整備に合わせた見直しになります。